

## 改 正 案

現 行

建設省告示第千七百九十九号（昭和五十五年十一月二十七日）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の二の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。

特定建築物は次の各号に掲げる建築物以外の建築物とする。

一 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のもの

二 組積造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

三 拡強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

四 鉄骨造の建築物で次のイから六に該当するもの

イ～ヘ 略

五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次のイ及びロに該当するもの

イ及びロ 略

六 木造、組積造、拡強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち一以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイからホまでに該当するもの

イ 地階を除く階数が三以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の二の規定に基づき、特定建築物を次のように定める。

特定建築物は次の各号に掲げる建築物以外の建築物とする。

一 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のもの

二 組積造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

三 拡強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

四 鉄骨造の建築物で次のイから六に該当するもの

イ～ヘ 略

五 鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物で次のイ及びロに該当するもの

イ及びロ 略

六 木造、組積造、拡強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち一以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物で次のイからホまでに該当するもの

イ 地階を除く階数が三以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である

- (1) 当該建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が「百分の一」(地震力による構造耐力上主要な部分の变形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては「百一十分の七」)以内であることが確かめられ、かつ、令第八十一条の三を準用したもの。この場合において、同条中「特定建築物」とあるのは、「建築物」と、同条第一号中「各階」とあるのは、「各階(「階を除く。」)」とそれぞれ読み替えて計算を行うものとする。
- (2) 当該建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分である「階」について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第三に定める構造計算を行つたもの
- (3) 当該建築物の木造の構造部分である「階以上」の階について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第一に定める構造計算を行つたもの

の告示は、公布の日から施行する。

## 附 則